

古商工発第80号
令和6年5月20日

各位

古河市商工会
会長 峰 英雄
古河市商工会建設業部会
部会長 香取松夫
<公印省略>

「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」開催について
(境町商工会・五霞町商工会との共催)

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今回、(株)安全衛生推進会茨城教育センターのご協力により、標記教育を下記により実施いたします。

近年、貨物自動車に設置されている、荷台後部の昇降装置＝「テールゲートリフター」を使用して、荷を積み込み・積み降し作業において、労働者がテールゲートリフターの機能や危険を十分に認識していないことにより、テールゲートリフターからの墜落・転倒等による災害が発生していることから、テールゲートリフターを使用して、荷を積み卸す作業を行う労働者に対し、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の受講が義務化されました。(令和6年2月1日施行)

つきましては、当該業務対象者がいらっしゃる事業所におかれましては、下記内容をご確認いただき、この機会に受講申し込みたいとご案内申し上げます。

1. 受講対象者

満18才以上の方（受講日現在）

2. 開催日時及び会場

開催日時	講習会場
令和6年8月2日（金）8:30～15:50	古河市商工会三和事務所 (古河市仁連 2053-1)

3. 講習科目及び時間割

	科目	時間
学科	オリエンテーション	8:30～8:40 (10分)
	テールゲートリフターに関する知識	8:40～10:10 (1時間30分)
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	10:20～12:20 (2時間)
	関係法令	13:10～13:40 (30分)
実技	テールゲートリフターの操作の方法	13:50～15:50 (2時間)
修了証交付		合計 6時間

4. 受講料（税込）

（会員）12,690円／（非会員）13,990円 ※内テキスト代990円

※古河市商工会では、会員事業所を対象に受講料の10%（3,000円上限）を「資格取得推奨金」として、受講料から差引き助成いたします。

5. 定員 40名 ※定員になり次第締切ります。

（古河・境・五霞町商工会共催での定員です。受講希望者が10名に満たない場合、中止になることがありますのでご了承下さい。）

6. 受講申込方法

事前にお電話にて受講申込状況（受講枠）の確認の上、下記書類を古河市商工会総和事務所・三和事務所に持参の上、お申し込みください。

①受講申込書（商工会窓口配布もしくは商工会HPよりダウンロード）

②受講料

③証明写真 1枚（縦3cm×横2.4cm 裏面に氏名を記入したもの）

<受講申し込み状況のお問合せ先： 総和事務所 0280-92-4500／三和事務所 0280-76-4511>

※非会員の方の受講については、7/10（水）以降、定員に空きがある場合に限り受付いたします。
受講を希望される方は、7/10以降に下記連絡先までご連絡をいただき、空き状況についてお問い合わせください。

7. 修了証の交付

全科目修了者に対し、修了証を即日交付します。

8. その他

①当日は本人受講の確認のため、本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）の持参をお願いします。

②受講票、テキストは受付会場でお渡しします。

③受講キャンセル等による受講料金の返還はできませんので予めご了承ください。

④実技講習当日、保護帽（ヘルメット）、長袖作業服、安全靴等の準備をお願いします。（雨天時、雨具）

⑤記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。

⑥遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。

⑦講習中はスマートフォン・携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。

9. お問い合わせ先

古河市商工会総和事務所 担当：森田 TEL 0280-92-4500